

【ポスターセッション】

「墮ちた女」たちの実態と表象

—二重の他者性が問う救済の当事者性—

○ 福岡教育大学 氏名 松倉 真理子 (会員番号 4218)

キーワード：「墮ちた女」、当事者、二重の他者

1. 研究目的

本報告は、近代英国と日本におけるいわゆる「墮ちた女 (fallen women)」たちの生活実態と表象を明らかにする共同研究*の一過程である。ここでの「墮ちた女」とは、貧困により売春によって生き延びる女性、未婚のまま男性と関係を持った女性、その結果シングルマザーとなった女性など、当時の道德規範から「逸脱」した女性のことである。

そこで本報告では、20世紀前後の日本における「墮ちた女」の状況について関連文献を調査し、女性たちの救済に奔走した人々を中心とした動きを俯瞰し、その生活実態と社会的コンテクストを整理することを試みる。これまで光をあてられることのなかった女性たち、つまり二重の意味で社会の枠外に置かれた人々にたいする社会的まなざしや位置づけを明らかにし、史的産物としての社会福祉の実践や研究に必要な視点を提示したい。

2. 研究の視点および方法

「墮ちた女」に関する研究は、例えば日本では廃娼運動、純潔運動等の社会運動や、その先駆者の実践や思想について、史実を掘り起こし批評するものを中心に、1980年代以降少しずつ目にするようにはなってきたが、国内外とも研究の歴史が十分に蓄積されているとは言いがたい。過去の歴史が現代における問題に投影されるという視点に立ち、ここでは「墮ちた女」という切り口から、社会福祉学が周辺に置かれた人々を「当事者」として扱うことの意味を問い直す。文献調査を主たる方法として、歴史的事実に基づく生活実態とともに社会的コンテクストを多様な角度から吟味する。

3. 倫理的配慮

本報告は日本社会福祉学会研究倫理指針に則って実施した研究の一部であり、研究・発表にあたっては公的に発表されるか関係者の許可を得た史資料を使用・参照するものとする。また、当時の文献等に差別的用語・表現が含まれる場合は、時代背景を反映させるために原文のまま使用するが、その際「 」を付すこととし、分析者として最大限の現代的

人権意識に基づいて考察することに努める。

4. 研究結果

英国では J.バトラーらの運動により 1886 年に世界で初めて公娼制度（伝染病法 Contagious Diseases Act）が廃止されると、各国においても「堕ちた女」が社会問題として捉えられるようになった。日本では明治期以降、人身売買禁止建議（1869 年）や一夫一婦請願提出（1889 年）などにより廃娼論が唱えられ始め、その後 1910～20 年代のデモクラシー期にかけて各団体が積極的に廃娼運動を展開している。

本報告では、この時期の多様な立場からの言説を俯瞰することで、近代日本における「堕ちた女」たちの実態と社会的コンテクストを分析した。具体的には、

- i キリスト教に基づく救済と社会運動の論理 日本基督教婦人矯風会、救世軍、廓清会など
- ii 教育・社会事業における女性指導者の立場 矢嶋楯子、湯浅初子、久布白落実らを中心に
- ii 「婦人参政権運動」との関係性
- iii ジャーナリズムや文学における表象
- iv 「堕ちた女」（当事者）による語り

の立場から、当時の「堕ちた女」たちを考察した。

5. 考察

日本社会が政治的・産業的な近代化に邁進する一方で、多くの女性たちが「堕ちる」危険性をはらんでいた。春を売る女性だけでなく、子守・奉公という名で売られた女性使用人や、他大勢の女性労働者も同様の問題を抱えていた。生活実態や社会背景を照らせば貧困に端を発していることが明らかであるにもかかわらず、それは「道徳的な堕落」として表象される。また、自らも性別による抑圧を感じながらその壁を超えようとする女性指導者たちにとっては、「女性の社会的地位向上」と「女性自身の啓蒙」とを掲げて活動するなかで、彼女たちは文字通り「堕ちた」女として映るのであり、かかわろうとする相手の当事者性に気を配る余裕をもつには制約があった。

とはいえ、こうした「堕ちた女」に付与される二重の他者性は、現代の女性貧困層全体にも通底する問題であり、普遍的な意味で社会福祉の対象者観を問い直すものである。今後は上記 i～v を各論としてさらに調査するとともに、当時の困窮した女性たちがたどり着いた救済・保護事業のあり方（援助実践）についての日英比較研究をしたい。

*本研究は、発表者が分担する共同研究、科学研究費補助金基盤研究（C）「ヴィクトリア朝の『堕ちた女』の研究：その実態と文学表象」（2017-2021 年、課題番号 17K02503）の成果の一部である。